

第3次瑞穂町スポーツ推進計画策定業務委託 仕様書

1 適用

本仕様書は、瑞穂町（以下「発注者」という。）が受託者（以下「受注者」という。）に委託する「第3次瑞穂町スポーツ推進計画策定業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

2 業務目的

本業務は、令和5年3月に策定した第2次瑞穂町スポーツ推進計画（後期計画）の計画期間が令和10年3月で終了するため、スポーツ振興に関する施策の指針となる瑞穂町スポーツ推進計画の見直しを行い、令和10年度から令和19年度までの10年間を計画期間とする第3次計画を策定する。また、「瑞穂町公共施設等総合管理計画」（令和6年3月改定）、及び「瑞穂町公共施設個別施設計画」（令和6年3月策定）を基に、築60年を迎える中央体育館および町営プールをはじめとするスポーツ関連施設の老朽化に対応し、将来の施設整備の根拠となる再編方針（複合化・建替え等）を整理することを目的とする。

また、多摩都市モノレール延伸事業に伴うまちづくり計画との整合を図り、駅周辺のにぎわい創出や健康増進拠点としてのスポーツ施設のあり方を検討するとともに、学校体育施設との役割分担やスポーツ開放のあり方を整理し、町全体のスポーツ環境の最適化を図る。

なお、PPP/PFI等の民間活力導入については、本計画段階では方向性の整理にとどめ、具体的な導入可能性調査は施設整備の具体化段階で実施するものとする。

3 計画の位置付け

本計画はスポーツ基本法第10条に定める「地方スポーツ推進計画」として位置付けられる。国のスポーツ基本計画を参酌し、地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画として策定する。

計画の策定にあたっては、町の上位計画である「第5次瑞穂町長期総合計画後期基本計画」並びに分野別計画に記載されている運動やスポーツに関するものとの整合性を図るものとする。主な分野別計画は次のとおりである。

- ・瑞穂町第5次地域保健福祉計画
- ・瑞穂町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

- ・瑞穂町障害福祉計画
- ・瑞穂町子ども・子育て支援事業計画
- ・瑞穂町公共施設等総合管理計画
- ・瑞穂町公共施設個別施設計画

また、国や都の関連計画との整合性もあわせて図るものとする。主な関連計画は次のとおりである。

- ・第4期スポーツ基本計画（令和9年4月から施行）
- ・健康日本21（第三次）
- ・東京都スポーツ推進総合計画
- ・東京都障害者スポーツ振興計画
- ・東京都健康推進プラン21（第三次）

4 履行期間

令和9年1月4日（月）から令和9年12月28日（火）までとする。

5 計画期間

本業務で策定する第3次瑞穂町スポーツ推進計画の策定期間は、令和10年度から令和19年度までの10年間とする。

6 業務内容

（1）現状調査・分析

- 住民意識調査（住民アンケート調査）の企画・実施・分析（対象：500件）
- 利用者意識調査（利用者アンケート調査）の企画・実施・分析（対象：500件）
- 関係団体意識調査の企画・実施・分析（対象：100件）
- 前期計画の取組に対する評価・分析
- スポーツ施設、学校体育施設等の現状把握
- 老朽化状況、維持管理費、利用率、稼働状況の分析
- 他自治体の複合化事例、スポーツ施設再編事例の調査
- モノレール延伸に伴う利用圏域の変化の整理

（2）将来ニーズの整理

- 人口動態、健康増進ニーズ、障害者スポーツ、高齢者スポーツの需要分析

- 子どもの運動機会確保、部活動地域展開の影響整理
 - 町民のスポーツ参加率向上に向けた課題整理
 - eスポーツを含むデジタルアクティビティの導入可能性の検討
- (3) スポーツ施設の将来像の検討
- 町スポーツ施設および学校体育施設の役割分担の整理
 - 複合化の方向性（機能構成案）の検討
 - モノレール延伸に伴う駅周辺整備との整合
 - 施設の立地・規模・機能の方向性案の作成
 - 施設再編のシナリオ（建替・改修・統廃合等）の提示
- (4) PPP/PFI 等の民間活力導入の方向性整理
- ※本計画段階では“方向性レベル”にとどめる
- 民間活力導入の可能性の整理
- (5) スポーツ推進計画（案）の作成
- 計画書および概要版の案の作成
 - 計画の基本理念・基本目標
 - 施策体系の整理
 - スポーツ環境整備の方向性
 - スポーツ施設整備方針（複合化・再編・PPP/PFI 方向性含む）
 - 行動計画（10年程度）
 - PDCA サイクルによる施策の事業評価手法および事業の継続性の検討
- (6) 計画策定に係る会議体等の運営支援
- スポーツ推進計画策定委員会にかかる会議運営支援
 - 会議資料作成支援
 - 必要に応じた会議での説明等
 - 会議録作成
 - 運営支援は年4回程度を想定
- (7) 住民参加・関係者調整
- パブリックコメント対応
 - 議会説明資料の作成補助
- (8) 成果物の作成
- 現状調査報告書

- 複合化・再編方針（方向性整理）報告書
- スポーツ推進計画（案）
- スポーツ推進計画（概要版）（案）
- 最終報告書（データ一式含む）

(9) その他

- 上記業務遂行に係る町との打ち合わせ
- 複合化・再編方針（方向性整理）報告書

7 成果物の仕様

- A4縦、横書き、カラーとする。ただし、モノクロ印刷した場合においても判読ができるよう配慮されたものとする。
- PDF および編集可能データ（Word、Excel 等）
- 表紙を含め、図表・グラフを用いた視覚的にわかりやすく見やすい構成、デザインとすること。

8 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。成果品の著作権はすべて発注者に帰属するものとし、受注者は、発注者の承認を得ずに他に公表・譲渡・貸与または使用してはならない。

- (1) 報告書（パイプファイル綴じ） 2部
- (2) その他参考資料等及び原稿データ類 一式
- (3) 第3次瑞穂町スポーツ推進計画 本編 カラー PDF および編集可能データ
- (4) 第3次瑞穂町スポーツ推進計画 概要版 カラー PDF および編集可能データ

9 特記事項

- 本業務は通常のスポーツ推進計画に併せ、スポーツ施設の再編・複合化・PPP/PFI 導入の方向性整理を含む業務である。
- 都市計画部門、財政部門、学校教育部門との連携を前提とする。
- 多摩都市モノレール延伸に伴うまちづくり計画との整合を必須とする。
- PPP/PFI の具体的な導入可能性調査は、施設整備の具体化段階で実施する。
- 必要に応じて追加調査を行うことがある。

10 業務上の注意事項

- (1) 受注者は、常に発注者と密接な連営を図り、発注者の意図について承知の上、作業に着手し、効率的進行に努めなければならない。
- (2) 詳細事項及び内容に疑義を生じた場合、並びに業務上重要な事項の選定については、あらかじめ発注者と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けること。
- (3) 本業務における法令や計算の根拠、外部資料、及びデータの出典などは全て明確にしておくこと。
- (4) 受注者は、本業務上知り得た行政及び個人の情報にかかわる秘密を一切他に漏らしてはならない。また、発注者の許可なく本業務以外に利用してはならない
- (5) 本業務の実施に当たっては、本仕様書のほか企画提案、国、都、瑞穂町の各種計画書、関係法令及び諸規則等に基づき行うこと。
- (6) 本業務の遂行に必要な関連資料について、受注者は、発注者所有のものについては発注者から貸与を受け、受注者の責任により管理し、破損、紛失、盗難等のないよう十分留意し、検査完了後速やかに発注者へ返却することとする。
受注者は、資料の貸与及び返却に際し、その旨を明記した証を発注者に提出することとする。
- (7) 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他の権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
- (8) 本仕様書に明示なき事項又は疑義を生じた場合は、発注者・受注者で協議の上、発注者の指示に従い業務を遂行しなければならない。